

平成 27 年度枚方市任期付小学校講師募集要項

平成 27 年 11 月
枚方市教育委員会

枚方市教育委員会では、市立小学校で枚方市独自の 35 人学級を実施するために、枚方市の負担による平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 1 年間の任期（雇用期間）を定めた常勤の小学校講師を採用します。

受験資格や応募方法は次のとおりです。

1. 募集職種、採用予定人数及び受験資格

職種	採用予定数	受験資格	
		生年月日	資格要件
小学校講師	45 人程度	昭和 31 年 4 月 2 日以降	小学校教諭免許を有すること

- (1) 国籍、性別は問いません。
- (2) 資格要件は、平成 28 年 3 月 31 日までに満たしていることを要します。また受験資格に必要な普通免許状が、平成 28 年 4 月 1 日時点で、教員免許更新制の修了確認期限が経過しており、更新講習修了確認を受けていない人はその合格により得た一切の資格を失います。
- (3) 地方公務員法第 16 条及び学校教育法第 9 条に該当しないこと。
(後掲 [地方公務員法第 16 条及び学校教育法第 9 条] 参照)

2. 応募方法（電子メールによる応募は受け付けません。）

(1) 持参による場合

- ① 受付 11 月 9 日（月）から 11 月 26 日（木）まで
時間は午前 9 時から午後 5 時 30 分まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けません。
- ② 提出書類 教育委員会所定の採用選考申込書及び受験票（切り離さないでください。）
- ③ 提出先 枚方市車塚 1-1-1 枚方市教育委員会 学校教育部 教職員課（輝きプラザぎらら 4 階）
<京阪枚方市駅より京阪バス「片鉾・中央図書館」下車すぐ>

(2) 郵送による場合（封筒の表に「受験申込」と朱書きし郵便局の窓口にて「簡易書留」郵便で発送してください。）

- ① 受付 11 月 9 日（月）から 11 月 26 日（木）まで <11 月 26 日（木）の消印有効>
- ② 提出書類 教育委員会所定の採用選考申込書及び受験票（切り離さないでください。）及び 受験票返送用封筒
☆ 「受験票返送用封筒」→長形 3 号封筒（サイズ 23.5cm×12cm）に 82 円切手を貼付し、
「返送希望先の住所」「氏名・様」を記載しておいてください。
☆ 受験票は 12 月 2 日（水）までに発送の予定です。
(選考日 2 日前までに受験票が届かない場合は、お問い合わせください)

【応募にあたって同意いただく事項】

- ・ 申込書の記載事項に不備がある場合、書類をお返しすることがあります。これにより受付期間中に応募することができなくなったとしても、一切責任を負いません。
 - ・ 選考に関する提出書類は、一切お返しできません。
- ※ 申込書等に記載された情報は、本選考の円滑な遂行のために用い、本要項 10. による場合を除き、それ以外の目的には使用しません。また、枚方市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

3. 選考日時、方法及び会場等

(1) 第1次選考

- ①日 時 平成27年12月5日(土) 受付時間 午後2時～午後2時15分
開場は 午後2時ですので、それまでは来場しないでください。
- ②場 所 輝きプラザきらら7階 大研修室
- ③選考科目 小論文(午後2時30分～午後3時30分)
- ④持参する物 受験票、筆記用具

(2) 第2次選考

- ①日 時 平成27年12月19日(土) ※集合時間は別途通知します。
- ②場 所 輝きプラザきらら ※面接会場は別途通知します。
- ③選考科目 面接
- ④持参する物 受験票、筆記用具

【平成27年度枚方市任期付講師の一次選考免除について】

平成27年度に枚方市任期付講師として枚方市立小中学校に勤務し、平成27年度末に任期満了となる方は、第2次選考からの受験となります。

【受験上の注意】

- ・選考会場へは、公共交通機関等を利用してください。
- ・選考会場内では、係員の指示に従ってください。指示に従わない場合、退場を命じることがあります。
- ・地震、台風等により選考の実施が危惧される場合は選考当日の午後0時30分から午後1時30分までに教育委員会教職員課に問い合わせてください。(参照 8. 選考に関する問い合わせ先)

4. 結果発表

- ・第1次選考は12月中旬に、第2次選考は1月上旬に、それぞれ郵送にて結果を通知します。また、「枚方市ホームページ」において、合格者の受験番号を公表します。

<http://www.city.hirakata.osaka.jp/site/kyoiku/ninkitukichuugakkousikenkekka.html>

5. 合格と採用

- ・選考合格者は、採用候補者名簿に登載します。ただし、受験資格がないことが明らかになったときは合格を取り消します。また申込書、提出書類の記載内容に虚偽があったときは、同名簿から削除する場合があります。
- 平成28年4月1日以降、採用候補者名簿登載順に採用します(原則として、平成28年4月1日に全員採用します)。
- ・選考合格者の他に補欠合格者を決定することがあります。合格者から辞退者が出た場合等、補欠合格者の成績上位者から採用候補者の繰上補充を行います。
- ・採用前に卒業(見込)証明書等の関係書類の提出や健康診断の受診があります。
- ・任期(雇用期間)は平成28年4月1日から平成29年3月31日までとなります。

6. 勤務条件(条例等の改正により変動することがあります)

(1) 給料等

最終学歴	初任給月額(教職調整額、地域手当を含む)
大学卒	232,117円
短大等卒	210,496円

※金額は平成27年4月現在です。

初任給月額は最終学歴(国家公務員の例に準じる)により上記のとおりです。なお入職前の経歴に応じて市が定めるところにより加算することがあります。

このほか、扶養手当・住居手当・通勤手当・義務教育等教員特別手当・期末手当・勤勉手当・退職手当の諸手当を条例等の定めるところにより支給します。

(参考) 扶養手当(配偶者13,000円、子等6,500円)

期末手当、勤勉手当(6月支給分1.90月分・12月支給分2.05月分)計3.95月分

- (2) 勤務時間 原則として午前8時30分から午後5時00分(休憩時間45分を含む)となっており、土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休みとなります。
- (3) 休暇 年次有給休暇(20日付与)のほか、特別休暇(夏季、結婚等)などがあります。
- (4) その他 枚方市任期付小学校講師として採用された方を対象に、教員としてのスキルアップを目的に、年間12回の枚方市独自の研修を実施します。

7. 成績開示

選考の不合格者のうち成績開示の希望者に対しては、結果発表に合わせて成績(順位・得点・合格最低点(合格者が1名の場合は順位・得点))を送付します。

8. 選考に関する問い合わせ先

枚方市教育委員会 学校教育部 教職員課 〒573-1159 枚方市車塚1丁目1番1号
TEL 050 (7105) 8040 FAX 072 (851) 2172

9. 申込書の記入上の注意事項について

申込書及び受験票の記入に際しては、次の注意事項に気をつけてください。

- 成績開示希望…希望の有無についてどちらかを○で囲んでください。
- 現住所…現在の住所を郵便番号から記入してください。また、日中に連絡の取れる連絡先を記入してください。
- 選考結果連絡先…現住所でなく、他の場所に選考結果の連絡を希望する場合のみ記入してください。
- 免許…所有(見込み含む)の教員免許状すべてについて必ず記入してください。
- 写真…同じ写真を2枚用意し、申込書と受験票のそれぞれに貼り付けてください。同一写真でないと申し込みの受付はできません。

10. 講師等の採用に関する連絡のお願いについて

今回、募集する任期付小学校講師採用選考に合格とならなかった場合に、本市小中学校に勤務する講師等(臨時的任用教員)の採用に関する連絡を差し上げる場合があります。この連絡を希望されない場合は申込書の「 講師等の採用に関する連絡を希望しない」のにチェックを入れてください。

地方公務員法第16条

次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- ① 成年被後見人又は被保佐人(民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項により従前の例によることとされる準禁治産者を含む。)
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ④ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ⑤ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

学校教育法第9条

次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- ① 成年被後見人又は被保佐人(民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項により従前の例によることとされる準禁治産者を含む。)
- ② 禁錮以上の刑に処せられた者
- ③ 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- ④ 教育職員免許法第11条第1項から第3項の規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- ⑤ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

